

# 戦前期日本海地域の朝鮮人労働者

内 藤 正 中

はじめに

1. 在日朝鮮人の就業構造
  - (1) 朝鮮人労働者の内地労働市場参入
  - (2) 底辺労働者としての朝鮮人
  - (3) 強制連行の朝鮮人労働者
2. 日本海地域の朝鮮人労働者
  - (1) 山陽地方の朝鮮人労働者
  - (2) 北陸地方の朝鮮人労働者
  - (3) 山陰地方の朝鮮人労働者

## はじめに

朝鮮人が植民地労働者として、日本資本主義の底辺労働市場に編入されるようになるのは、第一次世界大戦後の時期からである。明治43年（1910）の「韓国併合」、そして1910年代に朝鮮で実施されていった土地調査事業による農民からの土地収奪、つづく1920年から開始される産米増殖計画事業推進による農民の没落と離農離村が、朝鮮人を植民地労働者として日本内地に排出させる朝鮮農村内部での要因であった。他方では、日本資本主義の国家独占資本主義段階に移行する過程における急激な資本蓄積の強行が、安価で豊富な労働力供給を要請し、朝鮮人労働者を日本内地に吸引させる条件をつくるのであった。

世界大恐慌、つづく農業恐慌のさなかの昭和5年（1930）には、日本内地における失業問題はさらに深刻の度を加え、このため年とともに急増していた朝鮮人労働者の内地渡航を阻止する措置がとられた。しかし同年の国勢調査結果では、内地在住朝鮮人は287,705人を数え、10年前の約4万人に対比して7倍に

も増加していることを明らかにしたのであつた。増加する朝鮮人労働者の就業は、土木建築業で35.1%、土砂採取夫の31.9%、日雇の16.4%、石切出夫の13.3%、採炭夫の11.5%を占めた。また、工場では作業環境が劣悪な硝子吹工で21.9%、硝子成型加工では13.0%を占めるなど、産業構造の最底辺に位置している特定職種では、すでに朝鮮人労働者が不可欠な位置を占めていた。

つづく戦時体制下では、昭和14年（1939年）にはじまる「労務動員計画」にもとづいて、太平洋戦争終結の20年（1945）に至る6年間に「集団募集」「官幹旋」「徴用」により72万人以上の朝鮮人労働者が内地に強制連行され、その47%が炭坑に、9%は金属鉱山に、14%は飛行場建設などの土木工事の現場に強制就労させられた。朝鮮人労働者の就労によって、戦争継続に必要な基幹産業の労働力補充が実現できたわけである。

明治43年（1910）以降、植民地とされた朝鮮人労働者は、国家独占資本主義段階に到達した日本資本主義における内地労働市場の最底辺に編入配置され、日本帝国主義に特徴的な低賃金構造を補強する役割を担わせられた。<sup>(1)</sup> その具体的実態について、日本海地域各県において実証する作業が第1の課題である。

第2には、戦時経済末期の段階において強制連行労働者が、さまざまな抵抗を通じて日本帝国主義を内部から崩壊させてゆく役割についての解明である。強制連行による強制配置は、生産点における朝鮮人労働者の怠業、罷業を激増させただけでなく、36%の逃亡率という高率の職場離脱を結果した。しかも朝鮮人労働者にかかわる「労働紛争議」の多くが、民族差別を契機にして民族意識を自覚するなかでの行動であることが注目されるべきであるし、さらには戦況の推移を見定めて日本帝国主義の敗戦を予見しながら、朝鮮の独立をめざす意識的で組織的な行動計画にまで発展させられてゆく。それは、東京や大阪などの大都市だけに限られず、また学生などの知識人ではない職工や土工によるものとして、日本海地域各県においても少なからぬ事例として確認することができるのであつた。明らかにそれは、植民地支配がはらむ内部矛盾の激化であり、強制連行されてきた内地において、強制就労を否定して独立運動への参加を表明することは、植民地出身労働者が日本帝国主義をその内部から崩壊させ

てゆく道でもあった。戦争末期に朝鮮人労働者が発揮した日本帝国主義に対する抵抗のエネルギーは、そのまま8・15以後の「戦勝国民」であることを意識した<sup>(2)</sup>在日朝鮮人運動として開花することを想起しておかなければならない。

#### <注>

- (1) 日本帝国主義の歴史過程に即して、朝鮮人労働者を低賃金体制維持強化の桿杆として就業構造との関連で本格的な解明を試みたのは、松村高夫「日本帝国主義下における植民地労働者」(慶応義塾経済学会『経済学年報』第10号, 1966年)である。また、戦時国家独占資本主義段階における労働市場の構造を明らかにした竹中恵美子「恐慌と戦時下における労働市場の変貌」(川合一郎他編『講座日本資本主義発達史論』第3巻, 1968年)も、松村論文を前提にしつつ、日本の労働市場全体のなかに朝鮮人労働者問題を位置づけている。
- (2) 遠藤公嗣「戦時下の朝鮮人労働者連行政策の展開と労使関係」(『歴史学研究』567号, 1987年)は、朝鮮人労働者の強制連行が日本帝国主義を崩壊させる「内圧」になったとする問題を指摘している。

## 1. 朝鮮人労働者の就業構造

### (1) 朝鮮人労働者の内地労働市場参入

日本の労働市場に外国人が労働者として参入することについては、明治32年(1899)の勅令第352号「条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住及營業等ニ関スル件」でもって、原則的には禁止されていた。しかし明治43年(1910)8月22日の「韓国併合」を機として、朝鮮人には不適用となったことから、植民地朝鮮から朝鮮人労働者の内地労働市場への参入がはじまる。

ただし、内地渡航の朝鮮人は、「一視同仁」の名に反して、つねに必ず「要視察人」として警察の監視下におかれていたのである。すなわち、明治44年(1911)8月18日付内務省警保局長の府県知事に宛た内訓第71号「朝鮮人名簿調製ノ件」では<sup>(1)</sup>、内地在住の朝鮮人全員を治安対策の対象とすることにして、「滞留若ハ居住ノ朝鮮人ニ対シテハ、始終其ノ言動ヲ視察シ、殊ニ排日思想抱持ノ有無ニ注意スヘシ」「滞留若ハ居住ノ朝鮮人ニシテ他ニ移転シタルトキハ、

其行先地及視察参考トナルヘキ事項ヲ即報スヘシ」と指示していた。このように治安対策の対象として朝鮮人をみる日本政府の姿勢は、その後も一貫して継続され、内地在住の朝鮮人労働者をめぐる問題で重要な特徴をつくっていった。

外国人の日本での就労禁止措置が、「韓国併合」によって朝鮮人には適用除外となったことから、明治44年（1911）に大阪の摂津紡績株式会社が労働者募集を朝鮮で開始して以来、朝鮮人労働者の内地労働市場への参入がはじまる。大正6年（1917）12月末の内地在住朝鮮人は14,502人であるが、前年末に対比すると8,878人を増加し、2倍以上になるのであった。内務省警保局による大正7年（1918）の報告は、その背景にあるものを次のように述べている。

表1-1 在日朝鮮人の推移  
(韓国併合前)

	在日朝鮮人
明治16年(1883)	16
20(1887)	6
28(1895)	12
29(1896)	19
30(1897)	155
31(1898)	71
32(1899)	188
33(1900)	196
34(1901)	355
35(1902)	236
36(1903)	224
37(1904)	233
38(1905)	303
39(1906)	254
40(1907)	459
41(1908)	459
42(1909)	790
44(1911)	2,527

(備考) 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』p.4

表1-2 在日朝鮮人の推移  
(戦前期)

	在日朝鮮人		在日朝鮮人
明治44年(1911)	2,527	昭和4年(1929)	275,206
大正1年(1912)	3,171	5(1930)	298,091
2(1913)	3,635	6(1931)	311,247
3(1914)	3,542	7(1932)	390,543
4(1915)	3,917	8(1933)	456,217
5(1916)	5,624	9(1934)	537,695
6(1917)	14,502	10(1935)	625,678
7(1918)	22,411	11(1936)	690,501
8(1919)	26,605	12(1937)	735,689
9(1920)	30,189	13(1938)	799,878
10(1921)	38,651	14(1939)	961,591
11(1922)	59,722	15(1940)	1,190,444
12(1923)	80,415	16(1941)	1,469,230
13(1924)	118,152	17(1942)	1,625,054
14(1925)	129,870	18(1943)	1,882,456
15(1926)	143,798	19(1944)	1,936,843
昭和2年(1927)	165,286		
3(1928)	238,102		

(備考) 前掲書p.5

「是レ主トシテ新渡来労働者ノ激增ニ基因セルモノニシテ、欧州戦乱ニ伴ヒ俄ニ勃興シタル大阪、神戸、福岡等ノ工業地ニ於ケル各種製造工場及会社ハ、先ヲ争ッテ内地労働者ノ不足ヲ補充スル為、鮮人労働者ノ募集ニ着手シタルノミナラズ上記ノ余影ヲ蒙リタル北海道ノ如キ鉱山地方ニ在リテモ亦同様朝鮮人労働者ヲ招来シタレバ、茲ニ多数ノ労働者団体陸續応募渡来……」<sup>(1)</sup>

この年には、大阪の2,235人をはじめとして、炭坑をもつ北海道の1,706人、

兵庫1,624人、福岡1,386人、広島928人、山口778人、岡山487人、島根385人などが、朝鮮人の多数在住府県になっている。職業別では、78.6%が「労働」であり、その詳細の内訳はわからないが、職工や土工であったものと思われる。使用者は朝鮮人労働者について、「使って見た結果、之等半島人労働者は頗る従順であるし、又比較的眞面目であり、且つ賃銀が高くないと言う本質的長所があった」ことを指摘している<sup>(4)</sup>。このように朝鮮人労働者について、その「本質的長所」として、従順と眞面目、加えて低賃金が評価される限りにおいて、内地労働市場への参入は増加の一途をたどってゆく。

大正6年(1917)の14,502人は、同9年の第1回国勢調査では40,755人を数えるに至る。1,000人以上在住の府県は、福岡の7,833人以下、大阪の6,290人、

表1-3 府県別居住割合の推移

	大正9年 (1920)	昭和5年 (1930)	15年 (1935)	22年 (1942)
北海道	8.5	3.7	3.5	1.1
東京	6.1	9.2	8.6	5.3
大阪	15.4	23.1	24.1	18.4
兵庫	9.3	6.2	8.7	11.0
富山	0.1	0.6	0.4	0.5
石川	0.1	0.5	0.4	0.7
福井	0.2	0.9	1.0	1.1
鳥取	0.8	0.4	0.2	0.5
島根	1.8	0.7	0.7	1.2
岡山	1.8	1.3	1.0	3.1
広島	2.9	2.7	3.5	3.3
山口	5.0	3.8	6.4	5.1
福岡	19.2	8.3	9.4	5.0
全国	40,755	287,705	1241,178	508,905

(注) 各年国勢調査より算出作成

表1-4 府県別男女比の推移

	大正9年 (1920)	昭和5年 (1930)	15年 (1935)	22年 (1942)
北海道	1,648	365	338	260
東京	1,273	337	200	192
大阪	644	227	132	130
兵庫	430	206	134	180
富山	2,100	379	207	170
石川	1,000	305	124	154
福井	2,367	267	110	149
鳥取	1,684	276	148	139
島根	2,556	297	145	143
岡山	250	312	127	165
広島	508	231	131	170
山口	1,052	225	143	146
福岡	1,066	236	160	205
全国	765	245	150	169

(注) 前表と同じ

兵庫3,370人、北海道3,462人、東京2,485人、山口2,051人、広島1,075人、京都1,068人で、これら8府県で69.0%を占めていた。

この時期の内地在住朝鮮人労働者の特徴として、「男性の出稼型」が多かったことも指摘しておかなければならない。全国平均は765であるが、島根、福井、富山などでは、女性100に対して男性は2000以上の指数を示しており、男性20人に1人の割合でしか女性がいなかったことを明らかにしている。逆に岡山の250

表1-5 朝鮮人労働者の就業構成（全国—1920年）

大分類	小分類	男	女	計
農 業	農 作 自 作	1,225	62	1,287
	小 作	411	40	451
	自作兼小作	164	5	169
	林産物業	225		225
		260	10	270
水産業		569	25	594
	漁撈採藻	552	25	577
鉱 業	金属鉱業	5,463	71	5,534
	石炭鉱業	133	5	138
	土石採取業	5,125	65	5,190
	セメント, 石膏, 石灰製造	178	1	179
	煉瓦製造	354	1	355
	硝子, 硝子品製造	123	4	127
		1,245	2	1,247
工 業		17,420	2,008	19,428
	精 練 業	1,170		1,170
	鍛 治 業	427	1	428
	造 船 業	493	2	495
	綿糸紡績業	773	1,475	2,248
	生糸製造	149	100	249
	織 物 業	314	113	427
	毛織物業	118	19	137
	染色漂白綿布加工	563	7	570
	紙 製 造	124	8	132
	製 材 業	128	6	134
	菓子麵粉製造	245	1	246
	土木建築請負業	469	2	471
	石 工	101		101
	土 方	5,360		5,360
	その他土木建築	1,133	4	1,137
電力発生供給	283	2	285	
天然力利用業	165	2	167	
商 業		1,696	77	1,773
	菓子麵粉類販売	164		164
	出版物発行販売	100		100
	薬品, 染物, 香料販売	365	7	374
	旅人宿, 下宿業	99	17	116
	料理, 飲食店	162	39	201
交通業		4,101	12	4,113
	鉄道, 軌道業	272	1	273
	船舶運輸業	1,712		1,712
	運輸取扱業	219		219
		1,604	4	1,608
日傭業		1,710	32	1,742
官公吏		172		172

(注) 大正9年国勢調査報告より作成

表1-6 繊維工業労働者の賃金比較  
(1924年)

		最 高	最 低	普 通
福井県	内地人	1.20	0.90	0.80
	朝鮮人	1.00	0.40	0.70
	1 男	1.00	0.40	0.70
	女	0.60	0.50	0.50
石川県	内地人	1.35	1.30	1.30
	朝鮮人	1.35	1.30	1.30
	男	1.35	1.30	1.30
	女	0.90	0.85	0.85
富山県	内地人	3.00	1.10	1.50
	朝鮮人	1.59	1.10	1.30
	男	1.52	1.10	1.30
	女	1.10	1.10	1.10
岡山県 (紡績)	内地人	2.50	0.63	1.50
	朝鮮人	1.50	0.68	1.30
	男	1.55	1.09	1.30
	女	1.50	0.68	1.00
大阪府 (紡績)	内地人	2.50	0.90	1.30
	朝鮮人	3.00	1.00	1.20
	男	2.00	1.00	1.20
	女	1.50	0.65	0.98
兵庫県 (機業)	内地人	2.50	1.00	1.80
	朝鮮人	2.00	1.00	1.30
	男	2.00	1.00	1.30
	女	1.00	0.70	0.80

(注) 大正13年7月内務省社会局第一部「朝鮮人労働者に関する状況」(『在日朝鮮人関係資料集成』第1巻 P480以下)

<sup>(6)</sup> 地ありと看られて居る」といわれ、内地人が忌避していることから、代って朝鮮人が高熱高温の作業環境に適合を強要させられて、ようやくその就労を確保している姿を知ることができる。

土木建築業は、土方を中心にして全体の19.8%を占める。朝鮮人の多くが土建築へ従事していたのは、当時の内地人が「卑賤な稼業」として忌避していた

などは、繊維工場で婦人労働者を雇用している実態を反映しているものとみることができる。

職業構成は、19.8%の土建業を含む工業が53.0%であり、そのほか鉱業17.8%、交通業11.2%、商業4.8%、農業3.5%、水産業1.6%、公務自由業1.0%となっている。

工業について産業小分類でみると、もっとも多いのは繊維工業の11.2%である。なかでも綿糸紡績業2,248人のうち、1,475人が女性である。「紡績工として其技能を相当者はして居る。殊に女子は、内地人女工と伯仲にありてふ定評を与へられて居る位である<sup>(5)</sup>」とその技能は評価されていた。しかし内地人労働者との賃金格差は20%前後もあり、特に紡績女工を多数就労させていた岡山での格差は著しい。

大分類では鉱業に属しているが、紡績業に次いで就労者が多かった硝子工場については、「其仕事の性質上、相当適合なし居の為めか、今後も発展の余

ことによる。この点については、大正3年（1924）の大阪市社会部の調査のなかで、当時の「土方・人夫稼業」に対する日本人の職業観から次のような説明を与えている。

「元来、内地に於ては土方、人夫稼業は、一般に卑賤なる稼業として避忌せられ、土木工事を起すにつきては、従来少なからず土方、人夫の募集難をかこつたものであった。而も近来、国家的都市計画事業に刺戟され、一般土木建築業大いに起り、益々土方、人夫の労力の欠乏を感ずる秋に、朝鮮人労働者が之に従事し、其事業を経験するに従ひて此職業を専業とせしものにして、低廉なる労銀と低級なる生活とによりて、内地人土方、人夫の最下級の者の手下に使役されたるものである。」「朝鮮人労働者が土方、人夫、炭坑夫として、相当需要ある点を考ふれば、彼等が此方面に於て将来を有す可く、現在、土木工事と朝鮮人労働者は影の形に伴ふが如く、全国到る処に分布されて居る<sup>(7)</sup>」

鉱業では、94%が石炭鉱業への就労である。また交通業では、仲仕がほとんどであったと推察される「船舶運輸業」と、車夫や馬車曳などと思われる「その他運輸業」が8割になる。

以上の大正9年（1920）国勢調査の限りでいえば、第一次世界大戦中の急激な資本蓄積が生みだした労働力不足を補充するものとして、繊維工業などの諸工場における雑役、高温高熱の硝子工場での職工、炭坑の坑内夫、土建業での土方、運輸業での沖仲仕など、肉体的重労働と劣悪な作業環境、それに加えて差別的低賃金を甘受した底辺労働者としての参入であった。国家独占資本主義下で就業構造の底辺への編入が形成されつつあったとみることができる。

## (2) 底辺労働者としての朝鮮人

大正13年（1924）内地在住朝鮮人は12万人になろうとしていた。すでに底辺労働市場では一定の位置を確保しはじめたことから、内地人労働者に影響を与えることが危惧されはじめる。内務省社会局第一部の「朝鮮人労働者に関する状況」と題する調査報告は、特定の産業分野における朝鮮人労働者の影響について次のように述べている。

「技巧の企業者ハ一般ニ之カ雇傭ヲ欲セサル向多シ、然レトモ特ニ紡績女工等ノ如キハ内地人ニ比シ遜色ナク、然カモ寄宿舎ニ収容セラレ居ル關係上、私事ニ依ル休業等少ナキヲ

以テ、漸次歓迎セラレントスル傾向アルカ如シ、然ルニ之ニ反シ鉱山、土木、農業、運輸ノ事業ニ在リテハ、朝鮮人ハ内地人ニ比シ其ノ体軀強大ニシテ膂力優レ、然カモ賃銀率低廉ナル関係上、各地ニ歓迎セラレツ、アリ、……内地ニ於ケル鮮人労働者ハ、一般技巧的産業ニ対シ何等ノ影響ナキモ、鉱山、土木、農業、運輸業、比較的不熟練労働者ヲ以テ足ル業柄ニ対シテハ、将来内地人労働者ヲ凌駕シ、結果ハ内地人労働者勞力供給ノ均衡ヲ圧迫スルニ至ル虞アリ<sup>(8)</sup>」

すでに、鉱山、土木、農業、運輸業などの「不熟練労働者ヲ以テ足ル業柄」にあつては、近い将来、内地人労働者を「凌駕」することを予想し、「勞力供給ノ均衡ヲ圧迫スルニ至ル虞アリ」とみていたのである。

1924年当時、戦後恐慌の影響で慢性的不況がつづき、内地での失業問題は深刻化しつつあつた。それだけに、失業問題の原因を朝鮮人労働者の内地労働市場への参入に求める民族的排外主義が強まり、翌大正14年(1925)10月からは、朝鮮から内地へ渡航してくる朝鮮人を、釜山港でチェックする「渡航阻止制」が実施される。この「阻止制」は、昭和17年(1942)まで原則的には継続されてゆく<sup>(9)</sup>。

このため、大正14年には13万人もいた内地への渡航朝鮮人は、15年になると9万人に減少する。しかし一時的な減少はあつても、内地に仕事を求めて渡航する朝鮮人は、「阻止制」下で合法・非合法の方法で増加し、内地在住朝鮮人は、昭和3年(1928)には24万人、同10年には62万人へと大きな増加を結果するのであつた。こうした事態のなかで、内地に渡航して就業を求める朝鮮人労働者の問題は、あらためて広く問題として意識され、行政的にも対策を必要とするようになるのであつた。東京府社会課が昭和11年(1936)にまとめた「在京朝鮮人労働者の現状」は、この時期における朝鮮人労働者の内地労働市場への参入をめぐる諸問題について、以下のように述べている。

「労働市場に於ける朝鮮人労働者の特質は、いふまでもなく失業問題の提供者であり、又一般労働市場の攪乱者としての存在である。過去に於て、又現在と云へども、朝鮮人労働者の一般産業労働方面に寄与する労働者としての功績は甚だ大なるものがあり、又其の真価を疑はざるものである。けれども不況に際せる産業界は、一般内地人労働者を抱擁するにさへ困憊している状況なれば、不時の蓄入者を消化するためには、そこに数々の矛盾を感じ、更に犠牲を余儀なくせざるを得ない。

大戦後内地に於ける一般産業界が好景気に恵まれ、労働力の需要が旺盛であった当時は、安き賃銀と労働時間の長さに甘んずるを以て、一般に朝鮮人労働者が歓迎され、企業家の手により大量的に労働者が輸入され、鉱山、炭鉱、開墾、開拓方面の土木工事に多く使役せられたのであるが、其の後に於ける右事業の竣工縮少等の理由で労働者が整理される半面に、無制限に渡航を存したるため、彼等自体に於ける内部的失業者を惹起し、低廉なる賃銀と最下級の労働に甘んじて、一部は農村労働者として、一部は都市労働者として分散し、今日に至った感がある<sup>(10)</sup>」

朝鮮人労働者は、深刻な不況下では誰よりも鋭く失業の危機に直面させられながらも、「安き賃金と労働時間の長さは甘んずるを以て」「低廉なる賃銀と最下級の労働に甘んじて」だけ、内地労働市場での就労が可能であったわけである。このことについて昭和4年(1929)東京都社会課による調査報告では、内地における朝鮮人労働者が「就職のため余儀なく強制される労働条件」ということで、次の3条件を具体的にあげている。「1. 一般に内地人のそれよりも賃銀の低廉なること、2. 労働時間の他より長きこと、3. 危険の伴ふ仕事、穢い仕事、労苦の多き仕事。」<sup>(11)</sup>内地において朝鮮人労働者は、農村出身の単純労働力であることに加えて、植民地朝鮮の出身という民族差別により、就業構造の最底辺において、低賃金と長時間労働、劣悪な作業環境を甘受することでだけ、就労できたことがわかる。

昭和5年(1930)の国勢調査結果による内地在住朝鮮人労働者の職業構造は、就業構造の底辺にある特定の職種において、すでに不可欠の位置を確立していることを明らかにしている。

内地在住の朝鮮人419,009人のうち、259,998人が有業者である。大分類では工業が53.1%（土木建築業24.5%を含む）、その他有業者12.0%、商業10.3%、交通業7.7%、農業7.7%、鉱業6.3%、家事使用人1.3%、水産業0.6%、公務自由業0.6%などである。

主要な業種を小分類でみてゆくと、工業では繊維工業のほかにガラス工場、ゴム工場、染物工場に多く、鉱業では半分が採炭夫であり、他は土砂採取夫、石切出夫である。交通業には自動車運転手もいるが、半数は仲仕・荷扱夫・運搬夫である。農業でも半分以上が作男・作女、農業労働者になっている。その他

表 1-7 朝鮮人労働者の就業構成 (全国-1930年)

大分類	人数	小分類	人数
農 業	20,058( 7.7%)	作男, 作女	8,661
		その他農業労働者	4,027
		炭 焼 夫	2,001
水 産 業	1,444( 0.6%)		
鉱 業	16,304( 6.3%)	採 炭 夫	7,681
		石切出夫	1,750
		土砂採取夫	3,551
工 業	138,144(53.1%)	硝子成型工, 加工工	2,476
		硝子吹工	1,007
		護謨成型工	2,887
		綿 糸 工	3,715
		機 織 工	2,620
		染白工, 捺染工	3,768
		裁断工, 裁縫工	3,331
土木建築業	63,770(24.5%)	土 工	58,458
商 業	26,848(10.3%)	物品販売業種	3,323
		店員売子	5,119
		露店商人, 行商人, 卸売商人	7,639
		旅館, 下宿屋, 料理店給仕,	1,975
		浴場業主, 使用人	1,971
交 通 業	20,985( 7.7%)	自動車運転手	2,120
		仲仕, 荷扱夫, 運搬夫	10,805
公務自由業	1,465( 0.6%)		
家事使用人	3,368( 1.3%)	家事使用人	2,189
その他有業者	31,372( 7.5%)	掃 除 夫	1,928
		雑 役 夫	8,708
		日 雇	19,125
計	259,998(100%)		
無 業	159,011		
合 計	419,009		

(注) 昭和5年国勢調査報告より作成

有業者のほとんどは掃除夫・雑役夫・日雇である。この年の内地人を含めた職種別従業者総数のなかで朝鮮人労働者が占めている割合は、土工で35.1%、土砂採取夫で31.9%、石切出夫で13.3%、採炭夫では11.5%であり、日雇も16.4

％を占めている。工業では、ガラス吹工の21.9％、ガラス成型工・加工工の13.0％、ゴム成型工で10.5％など、ガラス工場とゴム工場での就業が多い。<sup>(12)</sup>

賃金は内地人労働者に比較して20％前後の格差がみられるのが一般的である。<sup>(13)</sup>大正13年（1924）内務省社会局による全国調査では、以下の如き総括的特徴を指摘している。

表1-8 朝鮮人と内地人の賃金比較（1923年）

	朝鮮人 (A)			内地人 (B)			A / B
	最高	普通	最低	最高	普通	最低	
農作夫	1.70 <sup>円</sup>	1.60	1.20	2.20	2.00	2.00	80％
農作婦	0.90	0.85	0.85	1.20	1.20	1.20	71
洗濯婦	1.90	1.80	1.00	2.70	2.00	1.00	90
色染工	1.90	1.20	0.80	2.80	2.10	0.90	57
メリヤス工	1.90	1.30	1.00	3.00	2.20	1.50	59
紡績工	2.00	1.20	0.90	2.80	1.70	1.00	70
硝子工	3.00	1.20	0.90	3.50	1.60	1.10	75
仲仕	2.50	2.00	1.70	3.00	2.50	2.00	80
人夫	1.70	1.70	1.00	2.00	1.90	1.80	89
土方	2.50	2.00	1.70	2.80	2.50	2.00	85
坑夫	2.50	2.10	1.60	3.00	2.50	1.80	84

(注) 大阪市社会部「朝鮮人労働者問題」(1925)―「在日朝鮮人関係資料集成」第1巻P376より作成

「在留朝鮮人ノ月收入ハ、各地方ニ依リ事情を異ニシ居リテ一概ニ論スルヲ得サルモ、其85円以上ト認メラル、モノハ、纔ニ特定地方ニ於ケルル官吏、自動車運転手、人力車夫、荷馬車曳、坑夫、仲仕、売薬行商、荷揚人夫、船員船夫等ニ過キスシテ、他各職業者ノ大部分ハ40円乃至60円ナリ、然レトモ其ノ間各地ニ於ケル各種化学工業職工、紡績製糸職工、各種雑業、日稼人夫、使用人、漁業製塩業従事者、自動車修繕工、漁業牧畜従事者、製本職工、食料品製造職工、奴婢、被服職等ニシテ、月收入30円以下ノモノ尠シトセス」<sup>(14)</sup>

1か月の収入が30円以下というのは、日給でいえば1円以下である。しかも中小企業にあっては、日雇労働者以下の低賃金で定雇工が雇用されている実情であり、京都市社会課による昭和12年（1937）の調査では、朝鮮人労働者に対する「植民地以下の賃銀」が「さらでだに低位にある内地の労賃一般の上昇を牽制したことは云ふ迄もない」という。<sup>(15)</sup>朝鮮人労働者に対する民族的差別賃金は、国家独占資本主義段階における低賃金構造の確立に決定的な役割を果させ

られるのであった。

### (3) 強制連行の朝鮮人労働者

昭和12年（1937）の日中戦争の開幕により、植民地朝鮮から内地への労働力移動は、国家権力による強制力をもって実施される新しい展開となる。13年の国家総動員法の制定、14年7月には同法にもとづく閣議決定として「昭和14年度労務動員実施計画綱領」が決められ、「給源」の一つとして、朝鮮人労働者85,000人（計画全体の7.5%）の朝鮮から内地への移入が盛り込まれた。これにより、治安対策上の問題点は残しながら、朝鮮で朝鮮人労働者を「集団募集」<sup>(6)</sup>することが認められたのである。それは、従来から行なわれてきた個別の募集とは異なって、朝鮮総督府、警察署、職業紹介所、協和会などの連携のもと、国家権力による「集団募集」の労働力動員を開始したという点で、朝鮮人労働者の内地移入政策史の上では画期的な意味をもつものであった。

ここでの「集団募集」を実施するにあたっては、「朝鮮人労働者移住に関する事務取扱手続」により、内地移入の朝鮮人労働者の引率、賃金、住宅、訓練、雇用期間などについて、厳格な統制を雇用主に対して行なうとともに、労働者もきびしく拘束した。ただし実施された「集団募集」では、昭和14年（1939）度には85,000人の労務動員計画に対して、62.5%の53,100人を確保したにすぎず、翌15年度には97,300人の61.0%、16年度は10万人に対して67.1%の計画達成率が実現できたにとどまった。

だが16年（1941）12月の太平洋戦争の開始による戦争拡大により、労働力需給は急迫し、朝鮮人労働者移入政策は見直しを迫られる<sup>(7)</sup>。時あたかも、16年10～12月は「集団募集」労働者の契約期間が満期となる2年目に当たっており、満期退職者が続出することが予想されていた。

このため、「労務動員計画」の目標数を達成することは明らかに不可能であり、「集団募集」による動員方法を改めて、統制を強化する方策をとる必要が要請されたのである。さらに17年（1942）1月には、陸軍省兵備課が重要基幹産業が必要とする「重筋労力ノ補充」は、朝鮮人に依存する他ないとするの見解を

明らかにする。<sup>(18)</sup> 次いで2月13日の閣議では、「朝鮮人労働者活用ニ関スル方策」が決定され、政策転換が明らかとなる。そこでは、「朝鮮人労働者ヲ内地ニ於テ活用スルハ不可欠ノ要請」であることが確認され、戦争遂行に必要な生産維持のためには、朝鮮人労働者に本格的に依存することとし、職業紹介所と府・邑・面の役場が、「供出可能労務ノ所在及供出時期ノ緩急ヲ考慮シ、……割当労務者ノ選定ヲ了スルモノ」との役割が与えられ、国家権力が動員機関となって「官斡旋」による強制連行にふみきつた。国家権力の動員であったが故に、17年度は13万人の計画の92.2%、18年度は12万5,000人の計画に対して102.7%の達成率をあげたのである。

しかし戦争末期の19年(1944)になると、「官斡旋」も限界となる。「其ノ給源モ漸ク窮屈トナリ、本年度ハ官斡旋ノミヲ以テシテハ、到底庶幾ノ動員至難ヲ想ハシムルモノデ、一般徴用ノ全面的実施ニヨリ、本春以来実施セル鮮内重要工場、鉱山事業場ニ於ケル労務者ノ充足ヲ図ルト共ニ、従来ノ官斡旋ヲモ益々

表1-9 強制連行の朝鮮人労働者(1939~1944年)

	計画数	渡 航 者 数					達成率
		石炭山	金属山	土 建	工場其他	合 計	
昭和14年	85,000	34,659	5,789	12,674		53,120	62.5%
15	97,300	38,176	9,681	9,249	2,892	59,398	61.0
16	108,550	39,819	9,416	10,965	6,898	67,098	67.1
17	130,550	78,083	7,632	18,929	15,207	119,851	92.2
18	125,500	68,370	13,763	31,615	14,606	128,354	102.7
19	300,000	13,254	1,151	1,036	944	16,385	5.5
合 計	837,300	272,361	46,830	84,468	40,547	444,306	53.0

(注) 松村高夫前掲論文P155より作成 昭和19年度は6月末までの数字である。

表1-10 強制連行の朝鮮人労働者(1944~1945年)

	計画数	連 行 数				合 計
		石炭山	金属山	土 建	工場其他	
昭和19年	290,000	82,859	21,442	24,376	157,795	286,432
20年	50,000	797	229	836	8,760	10,622
昭和14以降計	907,300	342,620	67,350	108,644	206,073	724,787
敗 戦 時		121,574	22,430	34,584	86,794	365,382

(注) 松村高夫前掲論文P172より作成

之ヲ強行併行シ<sup>(9)</sup>」と、「一般徴用制」を実施することとした。このため19年9月以降、内地への朝鮮人労働者の強制連行は、土建業以外は「一般徴用」によって行われ、19年度には前年の2倍以上になる286,432人が徴用で強制連行されて内地で就労させられる。

こうして昭和14年(1939)から20年までの6年間に、「集団募集」「官斡旋」「徴用」によって強制連行された朝鮮人は、特に19年の徴用で一段と強化されて合計72万人以上にもなり、内地在住の朝鮮人総数は戦争終結の20年8月には200万人をこえた。強制連行の朝鮮人労働者は、石炭山に47%、金属山に9%、土建業に14%の割合で配置され、苛酷な労働を強要されたのである。

それだけに、強制連行・強制労働をめぐる矛盾対立は激化し、朝鮮人労働者による争議は、15年に184件、12,518人参加、16年48件、3,140人、17年96件、5,974人そして18年には235件、13,481人、19年は11月までで157件、10,838人を記録する<sup>(10)</sup>。また、職場離脱の逃走者も14年7月から17年6月までの3年間に

表1-11 強制連行朝鮮人労働者の労働紛争議

		昭和15年 (1940)	16年 (1941)	17年 (1942)	18年 (1943)	19年 (1944)
総数	件数	184	48	96	235	157
	参加人員	12,518	3,140	5,974	13,481	10,838
罷業	件数	60	14	8	36	32
	参加人員	4,512	1,204	483	2,651	1,745
怠業	件数	48	11	34	41	35
	参加人員	3,122	855	1,948	2,755	1,926
直接行動	件数				80	37
	参加人員				4,532	3,181
その他	件数	76	23	54	78	53
	参加人員	4,883	1,081	3,543	3,543	3,986

(注) 昭和15～17年は「社会運動の状況」(『在日朝鮮人関係資料集成』第4巻付表)による。  
昭和18年は、『特高日報』18年8月と19年2月の合計。  
昭和19年は、『特高日報』19年11月による。

65,172人を数え、強制連行総数の36%になるのであった。また17年には、内地に在住する朝鮮人に対して、海軍省直轄土建事業関係労務者として17,188人に

国民徴用令が発せられたが、所在不明で命令書が交付できなかったこともあって、57%の9,816人が出頭したにとどまった<sup>(2)</sup>。

重要なことは、朝鮮人労働者の抵抗が、ここにいたって質的に変わっていったことである。それは、「一部思想家」による「謀略的」な治安維持法違反検挙者の増加であり、「思想容疑者の煽動」にもとづく集団暴行、「思想家又は不良分子」による「帝国を敗戦に導く為」の生産阻害活動などである。朝鮮人労働者の労務動員が強制連行で実施されたために、「思想家又は不良分子」も含むかたちで強制連行をしなければならなかったことに基因する矛盾の顕在化である。昭和19年（1944）1月14日に開催された内務省主催の警察部長会議における警保局長の「治安状況に就て」は次のように述べている。

「第一は非常事態に処する朝鮮人の指導取締であります。

現在内地に存在する朝鮮人の数は、実に百七十余万名の多数に達して居るのであります。……環境其他の関係から、未だ完全に民族意識が抜け切って居りませんので、一般に猜疑心が強く、且つ内地人に対する復讐的精神が濃厚でありますのと、物事に軽挙妄動する性質を有して居ります関係上、些細の事で内地人との間に物議を醸して居る例が少なくないのであります。

而かも此の傾向は、昭和14年以降顕著となって参りまして、此の種事件が昭和14年には件数に於て52件、参加人員4,140名でありましたものが、昭和17年には295件、16,006名となり、昨年の如きは既に6月末に於て174件、9,661名の多きに上って居る状況であります。

又一部思想家の中には、未だ朝鮮独立の悪夢より醒めず、依然として不穏策動を続け治安維持法違反者として検挙せられたる者が、昨年の如きも192名の多きに上り、昭和17年より24名も増加して居る状況で、大東亜戦争後と雖も決して減少して居らぬのみか、却而増加の傾向さへ示して居るのであります。事犯の性質も段々謀略的となって参りまして、中には米国の日本本土空襲を期待し、空襲時の混乱に乗じて悪質な流言を流布し、一般朝鮮人の団結を図り、之を暴力蜂起に誘導し、又は防空、防火、輸送等を妨害する為、用水其他防空用諸設備、輸送機関等の破壊を企て、或は空襲の効果をより大ならしめるため、民家への防火等を画策して居る者があるのであります。……

第二は生産面に対する朝鮮人の活用に関する指導取締であります。

内地に在住する朝鮮人の大半は労働者でありまして、現在八十余万名の朝鮮人労働者が炭鉱、鉱山、工場其他に於て生産戦に参加して居るのであります。……

然るに之等労働者の内地に於ける稼働状況を見ますに、…風俗、習慣を異にする上に、国語を解せないこと、利己的にして民族的偏見を有して居りますので、各地に於て集団暴

行事件其の他の紛争議を惹起し、又は職場を抛棄して逃走する者等が続出して居りまして、政府の企図する増産目的達成の爲にも、又治安確保の見地からも可成り注意を要するものがある事情にあるのであります。而も従来は、思想的な原因等に依りまして発生しました集団暴行事件等は殆んど皆無であったのであります。最近に至り二、三思想容疑者の煽動に基き集団暴行の挙に出でた事例が存するのであります。特に注意を要すると思料せらるるものは、最近思想分子又は不良分子が介在して、意識的に帝国を敗戦を導く為に生産を阻害して居った事例があることであります。』

戦争遂行に不可欠な労働力補充対策として実施した植民地朝鮮からの労働者の強制連行は、日本帝国主義の鬼子として成長し、生産点における積極・消極の抵抗にとどまらず、朝鮮独立運動の組織化など、日本帝国主義をその内部から掘り崩す因子として成長してゆくのであった。

<注>

- (1) 『在日朝鮮人関係資料集成』第1巻, p. 27.
- (2) 内務省警保局保安課「朝鮮人概況第2」大正7年(前掲書 p. 62)。
- (3) 太正6年12月末現在「内地在住朝鮮人職業別調」(前掲書 p. 63)。
- (4) 武田行雄「内地在住半島人問題」(『社会政策時報』第213号, 昭和13年6月, p. 104)。  
なお、山田昭次は昭和4年の福岡地方職業紹介事務局『管内在住朝鮮人労働事情』の報告書を分析して、「第1に、第一次大戦による好景気で賃金の上昇をもたらし、従来  
の低い労働条件では労働者を炭鉱にひきとることができなくなった。第2に、こうした背景の下で安価かつ劣悪な作業条件に耐える柔軟な労働力を求め、朝鮮から労働者を導入することになった」と、福岡県下における炭坑への朝鮮人労働者雇用の背景を説明している(「朝鮮人強制労働の歴史的前提」—『在日朝鮮人史研究』第17号, 1987年, p. 32)。
- (5)(6)(7) 大阪市社会部調査課「朝鮮人労働者問題」大正13年(『在日朝鮮人関係資料集成』第1巻, p. 350)。
- (8) 内務省社会局第一部「朝鮮人労働者に関する状況」大正13年(前掲書 p. 448)。
- (9) 日本内地での慢性的不況で失業者が増加したことから、大正14年に内務省は朝鮮総督府に渡航制限を要請し、就職不確実者に対する取締りが釜山港で行われることになった。しかし内地の不況よりも深刻で、飢餓にあえぐ朝鮮の農民は、所轄の警察官駐在所の証明をとって渡航する者のほか、漁船などに便乗して非合法に密航する者も多かった。

昭和9年に「朝鮮人移住対策ノ件」が閣議決定された。ここでは「内鮮融和ヲ阻害スルノミナラズ治安上ニモ憂慮スベキ事態ヲ生ジツツアリ」と治安対策を理由にして、

「朝鮮人ノ内地渡航ヲ一層減少スルコト」と渡航を抑制する方針が決められていた。この抑制方針は、国家総動員法にもとづく14年の労務動員計画についての閣議決定でも、治安対策上の問題として継続され、例外として「集団募集」を認めるかたちをとった。しかし17年2月からの「官斡旋」の強制連行実施にあたっての閣議決定では、渡航抑制方針を治安対策上の理由からではなく、労務統制の必要から自由な労働移動を禁止する立場に、政策転換を行うのであった。この点については、遠藤公嗣「戦時下の朝鮮人労働者連行政策の展開と労資関係」(『歴史学研究』第567号, 1987年)に詳細である。

- (10) 東京府社会課「在京朝鮮人労働者の現状」昭和11年(『在日朝鮮人関係資料集成』第3巻, p. 1011)。この報告執筆者は、朝鮮人労働者の内地労働市場への参入について、「失業問題の提供者」「一般労働市場の攪乱者」として批判的にみているが、渡航阻止制に対しては、「内地に於ける一般労働者の地位を擁護し、その生活を保護する意味に於て最も適切な処理を見ることが赦されるも、一方、同一国民の国内旅行の自由を阻止する意味に於いて、民族的差別観念を喚起する最悪の制度として、一般朝鮮民衆の不平不満の対象となつて居る点、この制度に就いては、将来篤と考慮を要する問題とせねばならぬ」と述べている (p. 993)。
- (11) 東京府社会課「在京朝鮮人労働者の現状」昭和4年(『在日朝鮮人関係資料集成』第2巻, p. 970)。
- (12) 松村高夫「日本帝国主義下における植民地労働者」(慶応義塾経済学会『経済学年報』第10号, p. 43)。
- (13) 大正13年7月の朝鮮総督府による「阪神・京浜地方の朝鮮人労働者」(『在日朝鮮人関係資料集成』第1巻)の調査報告は、「大体に於て内地人労働者より2割方低廉であるが、力役に従事する者の如きは、殆んど内地人労働者と大差ないと云つても良い」としている (p. 409)。  
 また労働者の立場から金浩永は、昭和6年4月10日付『上申書』のなかで、「賃銀は日本人労働者よりも紡績工、硝子工は3割平均安く、染色工、メリヤス工の如きは実に4割も安いのである」と述べ、炭坑夫は平均2割安、農業労働者は平均3割安、土木建築労働者は平均2割安であるとしている(社会問題資料研究会『朝鮮人の共産主義運動』p. 10)。
- (14) 内務省社会局第一部「朝鮮人労働者に関する状況」大正13年(『在日朝鮮人関係資料集成』第1巻, p. 463)。
- (15) 京都市社会課「市内在住朝鮮出身者に関する調査」昭和12年(前掲書第3巻, p. 1212)。この調査報告では、小工場経営者が「賃銀の低廉性」を求めて朝鮮人を日雇労働者以下の低額で定雇工として雇用していることを明らかにしている——「定雇工が

日傭労働者より低額なるは注目すべきである。これは定傭工の多くが大工業に属するものでなく、小工場に従属するが故に外ならないのであり、如何に現在の小工業者が賃銀の低廉性を希求しつゝあるか、そして又朝鮮出身同胞労働が、如何にこれらの欲求に副ひつゝあるか、そして我国産業に於ける『植民地以下的賃銀』が、特に中小産業に於て現実性を帯びつゝあるかを推知し得るものである」(p. 1220)。

- (16) 昭和14年の政策転換については、「厚生省職業部は、拓務省を通じて朝鮮総督府と折衝した結果、7月28日に内務・厚生両次官名で昭和9年10月閣議決定の例外として、朝鮮人労働者を移入する方針と、これにもとづく募集要綱が通牒され」と、森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』は述べている(p. 17)。なお、この点については、遠藤公嗣前掲論文が詳細を明らかにしている。
- (17) 遠藤公嗣前掲論文, p. 10。
- (18) 昭和17年1月の陸軍省兵備課「大東亜戦争に伴フ我カ人的国力ノ検討」(『十五年戦争極秘資料集』第1集)は、「労力充足上最モ苦痛トスル所ハ重筋労力ノ不足ニシテ、而モ其ノ影響ハ現下最モ重要性ヲ有スル基礎産業ニ対シ特ニ甚大ナルヲ把握シ得タリ」として、「重筋労力ノ補充ハ、既ニ其ノ資源無キヲ以テ外地民族、就中朝鮮人ヲ此目的ノ為活用スルコトハ現下喫緊ノ方策タリ」としている(p. 50)。
- (19) 昭和19年4月朝鮮総督府「第八十五回帝国議会説明資料」(松村高夫前掲論文p. 170)。
- (20) 昭和16・17年度は内務省警保局『社会運動の状況』所収の「朝鮮人労働紛争議調」(『在日朝鮮人関係資料集成』第4巻付表)、18年度は『特高月報』18年8月と19年2月所収の合計、19年度は『特高月報』19年11月による。
- (21)(22) 『特高月報』昭和17年10月
- (23) 昭和19年1月14日、内務省警保局保安課「治安状況に就て」(『在日朝鮮人資料集成』第5巻, p. 15)。

## 2. 日本海地域の朝鮮人労働者

ここで日本海地域というのは、山陰の島根・鳥取の両県と、北陸の福井・石川・富山の3県である。山陰と北陸は、対岸に朝鮮半島を望む位置にあるため、古代から交流の歴史をもち、近代では日本帝国主義の大陸進出政策下で「日本海時代」なるものをつくろうとしていた。しかしながら、資本主義経済の発展過程のなかでは「裏日本」と呼ばれ、「表日本」に対して食料と労働力を供給す

る地域分担を課せられたところである。それだけに、賃金をはじめとする労働条件には、後進地域なるが故に「表日本」に対して地域格差がみられ、もっとも劣悪な条件下で就労していたのが、日本海地域の朝鮮人であつと思われる。そうした地域的特徴をみるために、表2-1・2の両表を通じて、山口・広島・岡山の山陽3県と対比させながら検討することにした。

大正9年(1920)の国勢調査で1,000人以上が在住していた府県は、福岡の7,833人を最高にして、大阪の6,290人、兵庫の3,770人、北海道の3,462人、東京の2,485人、山口の2,051人、広島の1,075人、京都の1,068人であり、以上8

表2-1 県別在住朝鮮人の推移

	大正9年 (1920)	昭和5年 (1930)	9年 (1934)	13年 (1938)	15年 (1940)	17年 (1942)
山口	2,051	16,124	24,256	45,439	72,700	107,788
広島	1,173	11,103	18,311	24,878	40,298	53,951
岡山	725	5,632	5,427	10,138	11,847	18,056
島根	717	2,736	3,391	4,029	7,146	9,863
鳥取	339	1,451	1,321	2,333	2,669	3,756
福井	74	3,837	6,708	8,690	11,924	14,994
石川	44	2,105	3,128	3,866	5,334	6,225
富山	44	2,543	1,897	3,056	3,876	3,683
全国	40,755	287,705	537,695	797,878	1,241,178	1,625,054

(注) 大正9年、昭和5年は「国勢調査報告」による。

昭和9～17年は「内地在住朝鮮人職業別調」(「在日朝鮮人関係資料集成」第3巻付表、第4巻付表)による。

表2-2 県別在住朝鮮人増加率の推移

	大正9年 (1920)	昭和5年 (1930)	9年 (1934)	13年 (1938)	15年 (1940)	17年 (1942)
山口	2,051人	686.1	50.4	87.3	59.9	48.3
広島	1,173	845.7	64.9	35.9	61.9	33.9
岡山	725	676.8	△ 3.6	86.8	16.8	52.4
島根	717	276.7	25.5	18.8	77.4	37.2
鳥取	339	328.0	△ 9.8	76.6	14.4	40.7
福井	74	508.5	74.8	29.5	37.2	25.7
石川	44	468.4	48.6	23.6	38.0	16.7
富山	44	567.9	△25.4	61.1	26.8	△ 0.3
全国	40,755	605.9	86.9	48.8	55.2	30.9

(注) 前表より作成

府県で内地在住朝鮮人全体の69.0%を占めていた。東京と北海道を別にすれば、関西以西の西日本に多く、上陸地の福岡や山口にとどまるほか、近隣の各県に雇用機会を求めて移動したと思われる、山陰の島根も717人で、岡山の725人に次いでいる。北陸3県は100人以下の在住でしかない。

昭和5年(1930)の国勢調査では、大阪が68,759人、京都16,212人、兵庫15,551人となり、この3府県だけで34.9%を占める。大正11年(1922)から済州島—大阪間に定期航路が開設されたことが、京阪神地域に多数の朝鮮人を移入させた背景と考えられるが、関係して北陸3県でも急増する。これに対して、朝鮮に近い位置を占めていた各県の比重が低下する。大正9年に19.2%であった福岡は3.8%に、山口は5.0%から3.8%に、島根もまた1.8%から0.7%に、絶対数では増加しているものの、内地全体に占める割合は低下し、この時期にはそれだけ全国各地に朝鮮人は散在していったのである。

昭和9年(1934)以降の年次の数値は、内務省警保局による『社会運動の状況』所収の「内地在住朝鮮人職業別調」から集計した。この調査は毎年6月末現在で実施されているものである。戦時下の内在在朝鮮人の動向、とりわけて昭和14年(1939)の「集団募集」にはじまる強制連行労働者による増加が注目されるべきであり、昭和5年に対比して15年には各県ともに2～3倍の増加がみられる。

### (1) 山陽地方の朝鮮人労働者

山口県は関釜連絡船の下関港があり、朝鮮半島の対岸に位置していることから、「山口県沿岸には発動機船などによる集団密航が増加した。とくに豊浦郡一帯に集中した」と「渡航制限」下では密航者も多かったところである。<sup>(1)</sup>

山口県在住朝鮮人労働者の職業別特徴は、交通業・鉱業・農林業関係が、土建業とともに多いことである。大正9年(1920)の交通業は、小分類では「運輸業」だけしかわからないが、昭和5年(1930)では交通業1,354人の内訳が、仲仕・荷扱夫・運搬夫が737人、荷車挽・馬方が100人とあり、港湾荷役労働者が62%を占めていること、残りの33%は船舶乗組員の358人、業主の43人、船長・

機関長・機関士の27人である。鉱業に従事する朝鮮人労働者は、大正9年118人、昭和5年1,334人、同15年12,278人、同17年18,301人と年をおって急増してゆく。そのほとんどが炭坑の坑内採炭夫である。

表2-3 山口県在住の朝鮮人

	大正9年 (1920)	昭和7年 (1930)	9年 (1934)	13年 (1938)	17年 (1942)
公務自由業	15	38	29	52	234
農林業	69	1,823	932	1,196	3,611
水産業	108	118	152	371	773
鉱業	118	1,334	2,323	5,861	18,301
工業	190	985	544	1,154	4,729
土建業	332	974	2,885	6,034	17,835
商業	99	999	868	2,503	2,579
交通業	650	1,354	565	2,107	4,339
その他労働者		1,867	4,139	5,106	5,719
その他有業者	214		749	1,065	2,598
計	1,795	9,312	13,186	25,449	60,718
学生生徒		832	2,144	3,849	13,947
無職	256	5,980	8,926	16,141	33,123
計	256	6,812	11,070	19,990	47,070
合計	2,051	16,124	24,256	45,439	107,788

(注) 表2-1と同じ。

炭坑労働者については、昭和15年(1940)12月の日本鉱山協会による調査報告で、「半島人は如何なる作業に適するや」という設問について、東見初炭鉱では、「天井の高き個所より天井の低き坑内(例えば尻を据へ鶴嘴を振らざるべからざる個所)にて比較的良く勤続稼動しつつあるが、此の点内地人と趣きを異にす<sup>(2)</sup>」と報告している。また山陽無煙炭炭鉱でも、「坑内に於ては堀進ヶ所の硬取作業、採炭ヶ所大拂にて集約採炭作業、坑外に於ては硬捨作業及諸材料の運搬、炭車押し、炭返し等に適す<sup>(3)</sup>」とあり、炭坑のなかで一番条件が劣悪な作業現場が朝鮮人労働者に適しているかのように断定している。だがしかし現実には、14年12月27日に長倉炭鉱で150人の朝鮮人が「坑内作業は危険なりとて入坑を拒否作業を申合せた<sup>(4)</sup>」と罷業でもって坑内への就労を拒否しているのである。また、17年の朝鮮銀行下関支店の調査報告では、「筋肉労働に従ふものが大部分で

表2-4 山口県下強制連行労働者の動向

	昭和17年12月		18年12月		18年12月(全国)		
	募集	斡旋	募集	斡旋	募集	斡旋	
募集認可数	7,909	4,920	6,227	8,380	190,352	244,778	
移入者数	6,022	3,941	4,869	8,073	146,938	219,526	
他府県より送還者	120				4,437	4,724	
脱送者 {	所在不明者	3,177	1,241	3,411	3,263	58,598	60,137
	発見送還者	165	60	251	177	2,639	795
	不良送還	169	43	108	180	6,870	4,159
	期間満了帰鮮	129		129		24,881	1,961
	その他	793	161	877	506	22,343	15,370
計	4,433	1,505	4,525	39,511	117,660	81,589	
現在員	1,709	2,436	344	4,116	6,498	137,448	
減耗率	73.7%	38.1	92.9	49.0	80.1	37.2	

(注) 昭和17年12月は『特高月報』18年2月分、18年12月は同上誌19年2月分による。

ある関係上、身体に故障が生じ易く、一週間の中、過激な労働に堪へ得るものは極く僅かにして、大抵過労症に陥り、一兩日休養を余儀なくせらるゝ状況である<sup>(5)</sup>と、筋肉労働者のほとんどが過労症にかかっている事実を指摘しているのである。

このためか「集団募集」や「官斡旋」で強制連行された朝鮮人労働者には、期間満了を機に帰国する者、逃走する者が多く、移入者総数に対する減耗率は極めて高く、17年12月で「集団募集」が56%、「官斡旋」が30%、18年12月になると72%、51%にそれぞれ増加する。また、期間満了になったにもかかわらず帰国を遅延させる使用者に対しては、19年4月の東洋鋼板下松工場の8名や東見初炭鉱の55名などのように、帰国要求をしかけて同盟罷業を行う事例も生ずる<sup>(6)</sup>。

治安維持法違反事件のなかには学生によるもののほか、17年4月検挙の金村圭一（24歳、無職）らによる「一般民衆の民族意識を高揚し所謂革命的勢力地盤の扶植強化を遂ぐる」ための同志獲得工作<sup>(7)</sup>、18年3月検挙の張本藤雄（蒲鉾職人）は、「朝鮮独立の為献身するは朝鮮青年の使命なり」と同志獲得に奔走するなどの事例があった。また19年3月には下関入港の関釜連絡船の興安丸3等

表2-5 広島県在住の朝鮮人

	大正9年 (1920)	昭和5年 (1930)	9年 (1934)	13年 (1938)	17年 (1942)
公務自由業	8	24	15	43	89
農林業	8	881	308	729	1,736
水産業	6	36	19	76	86
鉱業	13	67		82	93
工業	361	1,077	1,472	2,889	4,113
土建業	329	1,542	4,034	3,714	10,990
商業	53	756	773	2,615	1,615
交通業	177	526	434	969	2,253
その他労働者		1,505	2,238	1,822	4,603
その他有業者	77		726	1,288	2,648
計	1,032	6,234	10,019	14,227	28,126
学生生徒		685	1,476	3,526	7,896
無職	142	3,849	6,816	7,125	17,929
計	142	4,689	8,292	10,651	25,825
合計	1,174	11,103	18,311	24,878	53,957

(注) 表2-1と同じ

寢室天井に「旧韓国旗を画き、其の下に朝鮮独立大将金日成」の落書<sup>(9)</sup>が発見されたりもしている。

広島県の大正9年(1920)の朝鮮人は1,032人であった。工業が361人、土建業329人、交通業177人が多く、3業種で84.0%を占める。他県に比して特に多い工業は、繊維工業(男68人、女98人)、被服・身の廻り品製造業(男61人、女1人)、機械器具製造業(男47人)が主要な内訳である。繊維工業の女工が多いことが注目される。

昭和51年(1930)には、大正9年に対比して10倍の11,103人に増加した。有業者は6,234人で、多数が就業しているのは、土工の1,348人、日傭の1,088人、仲仕の408人などである。工業従事者も3倍に増加し、業種別に分散していったが、繰糸工の79人、菓子・麺麴・水飴製造工の76人、鑄造工の47人などが多い。『広島県史』は、昭和9年頃の状況について、「この時期に全県的に広まり、とくに県北部への居住がすすんだのである。圧倒的に人口が多い広島市に次いで、

庄原署管内に1,400人の朝鮮人が居住していることがそれを示している。これは三新線鉄道工事に従事する労働者が多かったためである。…山間部では加計署管内が多いが、発電所建設工事に従事した労働者が中心であったと思われる<sup>(10)</sup>と、鉄道工事や発電所建設工事に就業して、山間部にも朝鮮人が居住するようになったと指摘している。

戦時下の昭和17年（1942）には53,951人、19年には81,863人に増加した。17年の有業人口は28,126人で、うち39%の10,990人が土建業、15%の4,113人が工業である。「山間部の電源開発や都市部の軍需工場などにかかなりの朝鮮人労働者が強制的に送りこまれている<sup>(11)</sup>」と『広島県史』は記し、双三郡の神野瀬川にある高暮ダム、沓原ダム、山県郡安野村の発電所工事現場などが、特に朝鮮人が多かったという。

安野村の日本発送電力発電所建設工事には800人の朝鮮人が就労していたが、労務者世話役の高島尊伊は19年10月以来「米国ノ飛行機ガ度々来ル、日本ハ物質ガナク大キナ国ト戦争ヲシテ居ルノダカラ戦争ニハ負ケル」「アメリカガ戦争ニ勝ツタラ…朝鮮へ独立ヲ与ヘテ呉レルカモ知レン」などと飯場の仲間に語り、「民族意識ノ昂揚ヲ図」っていた。また、三菱重工広島造船所の徴用工松本容鎮は、中学在学時代に独立運動に関係して検挙された経歴をもつ者であるが、19年10月造船所入所にあたり仲間の朝鮮人に対して、「自分ハ朝鮮独立運動ノ前歴者ナルコト入所ノ上ハ皆ノ為メニ働クカラ安心シテ自分ニ尾イテ来イ」と自己紹介して「(朝鮮人)千余名ニ対シ之ヲ支配下ニ収メルベク、事毎ニ自ラ工員ノ代表トナリテ工場側ニ反抗的態度ヲ以テ臨ミ、鮮人工員ヲ煽動シテ怠業セシメ工場幹部トノ対立ニ努メ、一面李朝時代ヲ謳歌シ朝鮮民族ノ優秀性ヲ誇示啓蒙」したことから、20年2月に仲間2人とともに検挙される<sup>(12)</sup>など、軍需工場のなかでも独立をめざす抵抗が行なわれていた。

岡山県では、大正3年（1914）に東洋館燐寸工場が朝鮮で朝鮮人労働者を募集している。全国的にみてもっとも早い時期に属する。次いで6年には、倉敷紡績万寿工場、同玉島工場、吉備織物工場、石井織物工場が、同様に募集し

ている。<sup>(3)</sup>このため、大正9年(1920)の国勢調査では、工業の331人のうち157人が女性であり、特に繊維工業では、男95人、女148人となっている。市町村別在住者をもみても、前記工場が所在している玉島町122人、岡山市109人、万寿村75人、倉敷町36人、早島町29人などが、多数が在住する市町村である。

しかし昭和5年(1930)の国勢調査では、繊維工業就業者は94人(うち女37人)に減少する。「朝鮮人労働者を使役するは、相当有利なる事明らかなるも、一方、募集地より供給さるゝ労力を斥けて、朝鮮人労働者を使傭する時は、折角の募集地も直ちに競争者に奪はれて、事業拡張等に際し、不時に労力の欠乏を感じたる時に於ても、如何ともなし能はざる窮境に面するを免れ得ざる結果となるものなれば、勢ひ朝鮮人労働者は此方面に疎ぜらるゝ立場に置かれるのである<sup>(4)</sup>」と、大正13年(1924)の大阪市社会部の調査報告が指摘しているが、同じような要因が働らいて岡山でも減少したものと思われる。

昭和5年(1930)では、農業とともに土建業従事者が急増する。土建業は1,549人で有業者全体の39.8%を占める。同4年8月の『岡山県特別高等警察状勢報告』では、岡山県在住朝鮮人の「分布状態」を次のように記している。

「県下在留朝鮮人ハ昭和4年6月末現在ニ於ケル戸数344戸、人員3,075名ニシテ、県下全般勝田郡内13名ヲ最小トシテ、何レノ地ニモ在留朝鮮人アリ。其ノ最も多数ハ阿哲・真庭・苫田等県下北部3郡ニシテ、目下3新線、作備線及因美線ノ各国有鉄道敷設工事アリ、且ツ苫田郡内ニ於テハ吉井川を利用、各地ニ水電工事アリ、自然同方面ニ土方稼ヲナスモノ相集マリ苫田678名ヲ首位トシ、真庭443名、阿哲327名之レニ次グ。又和気郡ニ於テハ製陶及製煉ノ工場多数アリ、鮮人ノ使用亦尠ナカラザルヲ以テ266名ノ在留ヲ見ルノ状況ナリ」<sup>(5)</sup>

昭和5年(1930)に5,632人であった岡山県在住朝鮮人は、13年に10,136人、17年に18,056人と増加する。17年では特に土建業と鉱業に強制連行の労働者が配置されたことにより顕著な増加がみられる。17年6月の中央協和会による「移入朝鮮人労務者状況調」によると、久米郡吉岡村の棚原鉱山では237人の雇入(17年6月では162人が現員)、都窪郡山手村の岡山鉱山では176人雇入(現員24人)、土建業では、和気郡福河村で西河組が119人雇入(現員77人)、浅口郡連島町で大林組が136人雇入(現員106人)、岡山飛行場建設工事で中国土木が250人の移入を承認してもらっているなどである。<sup>(6)</sup>

表 2 - 6 岡山県在住の朝鮮人

	大正 9 年 (1920)	昭和 5 年 (1930)	9 年 (1934)	13 年 (1938)	17 年 (1942)
公務自由業	4	11	7	12	17
農 林 業	30	644	326	256	403
水 産 業	9	26	37	8	9
鉱 業	27	94	10	2	428
工 業	331	538	647	755	1,287
土 建 業	166	1,549	663	851	3,242
商 業	34	440	628	1,726	867
交 通 業	18	144	60	80	392
その他労働者		410	512	553	1,411
その他有業者	26		355	431	282
計	645	3,843	3,245	4,674	8,338
学 生 生 徒		188	324	1,241	2,894
無 職	80	1,539	1,858	4,215	6,824
計	80	1,789	2,182	5,456	9,718
合 計	725	5,632	5,427	10,136	18,056

(注) 表 2 - 1 と同じ

棚原鉦山に就労していた星山二男(鉦山人夫, 36歳)は, 無断長期欠勤の上, 仲間の朝鮮人に対して昭和18年9月以降「戦争の度に品物は少くなり, お互に不自由な生活をしなければならない。早く戦争を止めるべきだ。戦争が止めば物も自由になり生活難は解消する」などの「反戦的な言辞を弄しつつありたり」という嫌疑で逮捕された。また19年には277人の強制連行労働者を雇用した三井玉野造船所で, 些細なことから朝鮮人を殴打したことに端を発して, 10月21日には277人全員が絶食同盟, 11月2日には「差別観の是正と謝罪要求」をして紛糾した。この事件は, 強制連行労働者のなかに中等学校卒業以上の有識者が含まれていることによって発生した事件として特別に注目され, 「徴用による移入鮮人労働者の特異傾向」と題して, 次のように『特高月報』で報告された。

「朝鮮人労働者の計画移入の緊急充足を期して, 第2・四半期よりは朝鮮に於て徴用により労働者の供出をなしつつあるが, 之が爲最近の移入鮮人労働者中には, 中等学校卒業以上の学歴を有する所謂知識階層並に有識的職業に従事し居りたる者相当ありて, 之を岡山県下三井玉野造船所外2事業所に於ける移入鮮人労働者に付て見るも, 3,253名中467名14

％を占むる状況なり。而して之等の中には民族意識濃厚なるものありて、些少の事柄を取上げて会社側並に内地工員と対立的に一般を扉動し、民族的主張をなし、或は一般工員として無知文盲並みの扱ひに対して少からぬ不満を蔵し、勤勞意欲に欠け勞務管理上著しき障害を与へ居るは注目すべき傾向なり。』

## (2) 北陸地方の朝鮮人労働者

北陸地方の3県では、共通して大正9年(1920)から昭和5年(1930)までの10年間に急増を結果する。各県とも土建業従事者が圧倒的であることわかるように、道路整備、鉄道工事、水力発電所建設などに朝鮮人労働者が雇用された。また福井では、人造絹糸の開発による繊維産業の発展に即応して、朝鮮人の雇用増加が特徴的にみられる。

昭和5年(1930)国勢調査報告によって、福井の工業に従事している朝鮮人労働者を産業小分類で見ると、紐繰工、糸返工122人(うち女50人)、機織準備工126人(うち女42人)、機織工185人(うち女101人)が主要な職種になっている。ただこの限りでいえば、繊維産業でも男性が雑役などに雇用されており、必ずしも女性が多いということにはならない。

9年から11年にかけての時期が、繊維工業では朝鮮人雇用の最大のピークをつくり、11年には紡績業で247人、織物業で2,134人の朝鮮人労働者が就業していた。しかし日中戦争が開幕した12年以降では、織物業が縮少されていったことを反映して朝鮮人も漸減傾向をとり、17年には1,429人となる。

前掲の表1-6でみたように、繊維工業労働者の地域別賃金比較(1924年)では、北陸3県のなかでも福井がもっとも低く、内地人が40銭～1円20銭、平均80銭であるのに対して、朝鮮人は40銭～1円、平均70銭であった。

業種や職種による相違はあるにしても、石川、富山の繊維工業従事の朝鮮人は平均1円30銭になっている。昭和7年(1932)福井市の松岡織物機業工場<sup>(19)</sup>で朝鮮人労働者42人の賃上げ要求スト、8年には福井市在住の失業朝鮮人200余人<sup>(20)</sup>が市役所に押しかけて救済を要請する事件などが発生しているが、きびしい

表 2-7 福井県在住の朝鮮人

	大正 9 年 (1920)	昭和 5 年 (1930)	9 年 (1934)	13 年 (1938)	17 年 (1942)
公務自由業	1	3	6	5	18
農 林 業	4	87	71	78	210
水 産 業		11	3	4	
鉱 業	1	503	4	15	400
工 業	14	540	1,597	2,085	1,958
土 建 業	23	887	1,773	1,123	3,428
商 業	5	177	258	835	843
交 通 業	16	112	50	145	285
その他労働者		261	88	39	273
その他有業者	5		93	161	125
計	69	1,399	3,943	4,490	7,540
学 生 生 徒		111	439	812	1,924
無 職	5	1,145	2,326	3,388	5,480
計	5	1,256	2,765	4,200	7,404
合 計	74	3,837	6,708	8,690	14,994

(注) 表 2-1 と同じ

表 2-8 鉱業と繊維産業労働者の推移 (福井県)

		昭和 9 年	11 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年
鉱 業	坑 内	1		14		53	73	85
	坑 外	3	1	1	20	149	176	315
	計	4	1	15	20	202	249	400
紡績業	職 工	25	198	88	12	20	290	358
	雑 役		49					29
織物業	職 工	1,451	2,022	1,875	1,902	1,756	1,498	1,299
	雑 役	79	112	54	89	31	35	130
製糸業	職 工	1	2		4	3		10
	雑 役				1			
染色業	職 工	1	8	6	10	9	8	30
	雑 役	2	10		9	1	1	4
その他	職 工		35	17	13	1	10	24
	雑 役		4	2	9			5

(注) 各年内務省警保局「内地在住朝鮮人職業別調」より作成

経済不況下における低賃金の強要、さらには解雇による失業への抵抗をみる事ができる。

鉱業では、昭和5年(1930)に石切出夫に442人、土砂採出夫57人などが主な職種になって急増している。採石場での雇用であるが、土木工事の需要に対応するものと思われる。この年は鉱業503人に対して土建業は887人であった。それが9年には鉱業が4人に激減し、土建業は倍増して1,773人となる。そして17年には強制連行の朝鮮人労働者を移入して3,428人になり、熊谷組291人、森本組62人、飛島組に207人などが作業現場であった。<sup>(2)</sup>

石川県も土建業が中心になって増加し、昭和5年(1930)の792人、9年には1,133人と増加するが、13年には496人に減少、17年になると862人に増加するなど、増減をくりかえしている。8年の主要工事現場と就業朝鮮人数は、塩津村の柴山潟埋立工事99人、小松町の梯川改修工事127人、鶴来町の砂利場85人、白峯村の砂防工事40人、西湊村の土砂採掘237人、三井村の七尾線鉄道工事103人、

表2-9 石川県在住の朝鮮人

	大正9年 (1920)	昭和5年 (1930)	9年 (1934)	13年 (1938)	17年 (1942)
公務自由業	1	4	3	6	18
農林業	1	25	25	18	105
水産業		4			2
鉱業	4	112		47	347
工業	12	108	145	234	511
土建業	5	792	1,133	496	862
商業	7	160	121	551	481
交通業	8	26	18	54	50
その他労働者		166	101	364	59
その他有業者	4		63	51	52
計	42	1,399	1,609	1,820	2,487
学生生徒		68	186	461	1,172
無職	2	644	1,333	1,585	2,566
計	2	712	1,519	2,046	3,738
合計	44	2,105	3,128	3,866	6,225

(注) 表2-1と同じ

金沢市の砂利場248人などであった。<sup>(22)</sup>

石川県の朝鮮人労働者は、昭和5年4月13日、犀川村工事現場で就業していた250人を中心にして石川自由労働組合を結成した。前年6月の七尾線鉄道工事における400人の同盟罷業、11月の犀川村末地区水道工事死者差別事件に抗議した150人の闘争が背景になっており、自由労組結成直後の金沢市のメーデーには自由労組も主催団体として参加した。また5年10月には非合法の全協土建北陸支部が設立されているように、金沢の労働運動に朝鮮人労働者が果たした役割は大きかった。<sup>(23)</sup>

西尾村の尾小屋鉱山には、昭和17年(1924)6月末で240人の朝鮮人労働者が強制連行で就労していた。<sup>(24)</sup>かれらについては、「移入鮮人は全員農村出身にして団体的生活に経験乏しく」といわれ、賃金も「内地人労務者と何等差別することなし」と報告されている。<sup>(25)</sup>朝鮮人労働者は、18年3月224人であったが、そのうち196人が坑内作業に従事していた(内地人の場合は、坑内の237人に対して坑外が489人の配置であった。)<sup>(26)</sup>

金沢では17年と19年に学生の治安維持法違反事件が相次ぐ、17年は四高在学朝鮮人を中心にした16名の朝鮮青年マルクス主義研究会で、富山高校生や富山葉専生とも連絡をとって社会主義運動を通じて朝鮮の独立を実現しようと企画した。<sup>(27)</sup>19年は私立金沢中学生7名による朝鮮独立運動の企画である。<sup>(28)</sup>

富山県もまた土建業が中心で、昭和5年(1930)には有業者の62%、1,149人が従事していた。しかしこの年をピークにして減少することになり、17年には455人を数えるにすぎない。昭和初年の頃、富山県下の朝鮮人労働者の争議指導をしていた金泰燁は、黒部川水力発電所、庄川水力発電所、祖山水力発電所、立山水力発電所、そして高山線の鉄道建設工事などが、富山県内の主要な就労場所であったといっている。<sup>(29)</sup>金泰燁の手記は、昭和2年(1927)12月30日から起った黒部川水系茂住発電所争議について述べている。

昭和2年の8月中旬には、富山市内で白衣労働信友会が結成され、常願寺水系立山水力電気工事現場で10月に3日間の同盟罷業を行った。<sup>(30)</sup>この白衣労働信

表2-10 富山県在住の朝鮮人

	大正9年 (1920)	昭和5年 (1930)	9年 (1934)	13年 (1938)	17年 (1942)
公務自由業	2	7	2		5
農林業		21	10	8	14
水産業		10	2		1
鉱業	1			1	3
工業	7	99	47	76	326
土建業	16	1,149	829	655	455
商業	4	203	116	555	373
交通業	6	29	12	68	74
その他労働者		335	52	192	190
その他有業者			37	55	54
計	38	1,849	1,107	1,610	1,495
学生生徒		74	130	322	589
無職	6	620	660	1,124	1,599
計	6	694	790	1,446	2,188
合計	44	2,543	1,897	3,056	3,683

(注) 表2-1と同じ

友会は、石川、福井でも組織されており、北陸3県では朝鮮人相互の交流が活発であったことが推察できる。金沢にも設立されていた全協土建は、昭和8年(1933)の前半期の活動状況が報告されている。すなわち1月28日には富山市役所に150人の朝鮮人失業者を動員して押しかけて、失業救済を陳情したほか、西呉羽村の国道工事に就労中の土工180人は、2月以降の賃上げを要求して能率半減の怠業を実施、メーデーには128人が参加して「首切り、賃上げ、労働強化絶対反対」などを訴えた<sup>(31)</sup>。9年には、合法的な内鮮労働親和会が全協系グループにより組織され、朝鮮新聞支局の設立、21人の朝鮮人労働者により社会大衆党富山支部黒部班の結式を図る<sup>(32)</sup>。

18年(1943)12月末現在で強制連行の朝鮮人労働者は「集団募集」が384人雇入、72人が現員、「官斡旋」では246人を雇入れ、200人が現員であったが<sup>(33)</sup>、17年には新川郡道下村の日本カーバイド魚油工場で、隊長以下15名の朝鮮人労働者の集団逃走が計画される事件が起っている。そこでは「3日3晩歩き続け遂に朝鮮人飯場に至り目的を達した」という逃走体験が語られ、警察に捕えられて

も「殺す様なことは絶対になく少しも心配はない。長く1ヶ月して本籍地へ送還されるのが関の山である」という指導も事前に行われていた。<sup>(34)</sup>

また19年3月には、高岡市の金田達道（無職、22歳）の「内地人の吾々に対する差別待遇を排除し、朝鮮人の真の幸福は朝鮮を独立せしむる外なく、当面親交会を結成して独立指導の中核隊とならしむる要あり」と同志獲得に及ぶという事件が発生する。<sup>(35)</sup>

### (3) 山陰地方の朝鮮人労働者

山陰地方に初めて朝鮮人労働者が登場するのは、明治44年（1911）に完成した山陰線の余部鉄橋工事においてである。高さ41.5メートル、長さ310メートルの鉄橋工事は山陰線では最大の難工事であったが、43年の「韓国併合」以前から朝鮮人が就業していたようである。鉄道院米子出張所詰の岡本信三郎技師の回想は、「余部鉄橋の工事期間中には、朝鮮人が相当入り込んでいました。日韓併合のところで空気は不隠であったので、私達にも拳銃を持つことを許可され、

表2-11 鳥取県在住の朝鮮人

	大正7年 (1920)	昭和5年 (1930)	9年 (1934)	13年 (1938)	17年 (1942)
公務自由業		2	1	2	7
農林業		254	53	29	56
水産業		6	4	1	10
鉱業		9		20	141
工業	2	81	21	9	46
土建業	275	383	417	421	878
商業	8	107	167	429	327
交通業	5	43	3	10	22
その他労働者		113	115	121	221
その他有業者	15		52	51	124
計	308	937	693	1,093	1,832
学生生徒		41	81	245	551
無職	31	473	508	995	1,356
計	31	514	589	1,240	1,907
合計	339	1,451	1,321	2,333	3,756

(注) 表2-1に同じ

巡査に依頼して神戸から拳銃を求め常に携帯していたし、各工区には請願巡査がいて、毎日顔を出していた<sup>(35)</sup>』と述べている。鉄道技師も拳銃を携帯して請願巡査とともに朝鮮人労働者の監督にあっていたことがわかる。鉄橋の近くにある八幡神社の境内には、明治45年10月に建立した「職斃病歿者招魂碑」があり、死歿者27人のなかに7人の朝鮮人の名を見ること<sup>(36)</sup>できるといふ。

大正9年(1920)国勢調査で鳥取県内在住朝鮮人は339人で、308人が有業者であった。うち275人が土建業である。地域別には日野郡168人、東伯郡122人が多い。

昭和5年(1930)には1,451人となる。土建業383人に次いで農林業193人が多い。農林業の内訳は、作男92人、農業労務者32人、蚕業労務者61人、炭焼夫42人などである。地域別では、八頭郡の丹比村146人、那岐村128人、若桜町71人などと鳥取一津山間の因美線建設工事の関係と、日野郡の大室村113、江尾村53人など伯備線沿線の山村に多いのが特徴である。

昭和12年(1937)の鳥取県特高文書には、「管下在留朝鮮人ハ近年著シキ増加ノ傾向ヲ示シツツアルガ、之等ノ大部分ハ下級労働者及履物行商等ニシテ<sup>(37)</sup>』とある。「下級労働者」としての朝鮮人の顕著な増加傾向ということである。

張斗植は、自伝の『ある在日朝鮮人の記録』のなかで、昭和10年(1935)に岩美郡恩知の発電所工事に、飯場頭の叔父に従って現在帳付を担当した時の様子を記している。この当時の土建業における朝鮮人労働者の具体的な姿をみることができる<sup>(38)</sup>。

昭和17年(1942)にみられる141人の鉱業は、岩美郡小白村にあった岩美鉱山の関係者である。同鉱山の朝鮮人労働者を題材にして、小川恒子は「廃坑」と題する小説を執筆している<sup>(39)</sup>。中央協和会の調査によると、17年6月末で強制連行労働者を58人雇入れたが、29人が現員で就業していた<sup>(40)</sup>。

また、西伯郡大篠津村の海軍美保航空隊敷地造成工事には、17年に563人の強制連行朝鮮人を雇入れたにもかかわらず、17年6月末の調査時には100人しかいなかったという<sup>(41)</sup>。その後も朝鮮人が送り込まれ、もっとも多い時には1,000人はいたのではないかと<sup>(42)</sup>いわれている。なお、19年2月には、食事の差別に端を発

した暴行事件が発生しているが、その報告には「美保海軍施設部第2寄宿舍所属徴用朝鮮人労務者（軍属）430名」とある。<sup>(43)</sup>

昭和19年（1944）3月、米子市の米子造船所の朝鮮人飯場で、島根県飯石郡飯石村の南広述（土工、23歳）が仲間に対して「此の戦争は日本が勝つ見込みはない。自分等も死なねばならぬ、同じ死ぬなら朝鮮で死にたい」などと語ったことが「時局に関し人心を惑乱すべき事項を流布した」として、特高月報』に掲載してある。<sup>(44)</sup>戦争が末期症状を示していることを朝鮮人は敏感に感じとっていた。

島根県では、大正4年（1915）で46人の朝鮮人が、6年に385人、9年には717人となる。6年では「その他労働者」として358人いたものが、9年には0人となり、代って土木建築業が581人になっているのをみると、6年の「その他労働者」は土建業とみなしてよい。島根県下の朝鮮人の主な就業先は山陰線の鉄道工事であった。山陰線は大正4年7月に石見大田、7年11月に浅利、10年9

表2-12 島根県在住の朝鮮人

	大正9年 (1920)	昭和5年 (1930)	9年 (1934)	13年 (1938)	17年 (1942)
公務自由業	8	2	1	1	4
農林業	6	607	105	72	233
水産業	1	7	21	8	69
鉱業		4	9	27	112
工業	5	80	71	26	88
土建業	582	358	900	355	1,267
商業	17	155	163	484	466
交通業	58	245	36	36	90
その他労働者		309	630	722	1,811
その他有業者			204	123	737
計	677	1,767	2,140	1,854	4,877
学生生徒		81	202	547	1,602
無職	40	888	1,049	1,628	3,324
計		969	1,251	2,175	4,926
合計	717	2,736	3,391	4,029	9,803

(注) 表2-1と同じ

表 2-13 島根県市郡別朝鮮人の推移

	大正 6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	昭和 1年	2年	5年	9年
松江市		1	2	1	1	2	2	2	3	4	4	38	87
八束郡	3												
能義郡	1	2	1	2		1	2	4	6	36	57	55	62
仁多郡		1					1	4	9	12	26	26	82
大原郡												42	23
飯石郡					8		7	2	16		26	93	280
簸川郡	3	2	2	4	3	4	14	4	19		18	38	105
安濃郡	4	3	1	12		3	5	9	23	19	25	60	91
邇摩郡	5	2	4	3	6	6	7	3	7	61	14	47	111
邑智郡	22	20	7	1	3	3	6	31	34		16	132	420
那賀郡	12	25	29	197	95	32	19	46	69		142	247	469
美濃郡		1	66	125	185	260	10	22	131	113	190	257	485
鹿足郡	278	398	282	171	123	2	1	79	23	46	79	217	563
隠岐郡	2	5	3	8	7	3	4	8	6	6	7	30	64
県計	330	457	398	524	431	316	78	214	346	297	604	1,308	3,289

(備考) 各年『島根県統計書』より作成、各年とも12月31日現在の居住者。

月に浜田、そして12年12月に石見益田駅開業と西進するが、朝鮮人労働者もそれに伴って西へ移動していったことが、島根県統計書の市郡別の推移でわかる。なお、大正8年2月には那賀郡浅利村の工事現場で150人の朝鮮人労働者が同盟罷工したことが報告されている<sup>(45)</sup>。

昭和5年(1930)の国勢調査によると、島根県在住朝鮮人は2,736人となっている。有業者は1,767人で、その職業別の特徴としては、炭焼夫320人、土工314人、日傭夫227人、仲仕・運搬夫145人、露天商・行商100人ほどが多いことにある。大分類で見ると、農業158人、林業473人、製造業80人、土建業356人、商業155人、運輸業226人、その他309人となっている。ただ同じ年の6月末現在の内務省警保局調査では県内在住者は1,538人であり、国勢調査に比べて1,200人も少ない。朝鮮人労働者が仕事を求めて移動していることを考えても、この相違は大きすぎるように思われるが、6月の警保局調査で土建業に従事していた者が、秋になると農業や炭焼きに転換していったものと推測される。表2-14で明らかのように、他県に比較して島根県では特に林業、なかでも炭焼夫が多いことが注目される。この時期は、山陰線の全通、木次線や三次線の開通により

表 2-14 朝鮮人と内地人の賃金比較 (大正13年, 島根県)  
(上段内地人, 下段朝鮮人)

	最高	最低	普通
製蠟職工			2.50 1.50
船乗業			2.50 2.00
店員	0.70	0.50	0.60 0.50
日傭稼	1.20 1.10	1.00 0.90	1.10 1.00
仲仕	2.80 2.50	1.40 1.50	2.50 2.00
土方	3.50 2.50	1.80 1.20	2.00 1.70
炭田職工			1.50 1.50
瓦職工	1.80 1.50	1.00 1.00	1.50 1.30
陶器職工	1.80 1.50	1.00 1.00	1.50 1.30
荷馬車挽			2.00 2.00
木炭焼	2.50 2.00	1.00 0.80	1.70 1.50
木材運搬	1.60 1.60	1.30 1.30	1.40 1.40
活版職工	2.00 1.80	1.00 1.00	1.50 1.30
家事使用人	0.60 0.50	0.40 0.40	0.50 0.45

(注) 大正13年5月1日「朝鮮人労働者と内地労働者と、賃銀等比較調」—「在日朝鮮人関係資料集成」第1巻P519

貨車輸送が可能となり、運賃コストが大きく低減したことから、山間部が木炭産地として急激に発展していった姿を反映している。<sup>(46)</sup>

土建業従事の朝鮮人労働者に関して、昭和6年(1931)大原郡木次町で土工賃金を低額に抑制する役割を果させる目的で朝鮮人労働者を雇入れたが、全国農民組合の指導で朝鮮人が内地人に罷業を呼びかけたことから、40人の朝鮮人が解雇される事件が起った。<sup>(47)</sup> また10年には、安濃郡富山村の溜池築堤工事で13人が解雇されたことに反対する同盟罷業が行われた。<sup>(48)</sup>

強制連行労働者が配置されていたのは、簸川郡鱒淵村の昭和鉱業鉱山で、30人を雇入れたが昭和17年(1942)6月には4人が就業してただけで、他は逃亡その他で減耗した。仁多郡三沢村の中国配電北原発電所工事では、166人を雇入れたものが69人現員、美濃郡匹見下村の日本発送電澄川発電所工事では、217人を雇入れたが141人が17年の調査時に現員でいたという。<sup>(49)</sup> 17年7月の『特高月報』は、澄川の発電所工事では「196名移入せる処、到着後2週間を出でざるに、隊長以下33名逃亡」と報告している。<sup>(50)</sup> いわゆる強制連行に伴う問題を垣間見ることができるのである。

また島根県では、山村の産炭地での労働

表 2-15 府県別農林業従事者数 (1930年)

	島 根	鳥 取	岡 山	広 島	山 口	福 井	石 川
農 業	158	199	602	586	1,296	77	60
農 耕 業 主	3	5	15	48	103	2	2
作 男 作 女	65	94	351	177	648	40	38
農 業 労 務 者	52	32	181	266	372	14	12
農 業 手 伝	12	7	13	39	129	3	3
農 耕 従 事 者	4		10	15	13	1	
畜 産 労 務 者	1		26	34	23		5
畜 産 労 務 者	21	61	6	7	8	17	
林 業	473	55	63	295	517	10	
林 産 物 業 主	74	9	12	55	110		
林 業 労 務 者	20			8	2		
炭 焼 夫	320	42	50	202	281	4	
伐 木 夫	27			25	94	6	
そ の 他 労 務 者	8	4	1	5	40		

(注) 昭和5年各県国勢調査より作成

力不足を補うため昭和19年度(1944)から製炭労働者として朝鮮人を移入する目的で「旅行費及作業用具、家具ノ運搬費ノ範囲内」で県費により補助金交付要綱を制定した。<sup>(51)</sup> 島根の木炭生産は、40%が専業で60%が農家兼業であったが、<sup>(52)</sup> 専業の大部分は朝鮮人であったといわれている。したがって戦後の木炭不足では、「何んといっても年々300万貫の木炭を生産した1,200戸の半島人の約8割の婦鮮」<sup>(53)</sup> が最大の原因になるのであった。

なお、昭和19年になると、2月に山陰線戸田小浜駅の公衆便所内に、「我が独立の志ある半島青年よ」と青インキでの落書が発見され、<sup>(54)</sup> 浜田市の金島照治(製靴商、24歳)は、「差別圧迫より脱れるには独立する外はない等と啓蒙煽動して同志獲得に奔走」して治安維持法違反で逮捕された。<sup>(55)</sup> 山陰でも、朝鮮人の独立運動が胎動をはじめているのであった。

## &lt;注&gt;

(1) 『山口県警察史』下巻 p. 253.

(2)(3) 日本鉱山協会「半島人労務者ニ関スル調査報告」昭和15年(『朝鮮問題資料叢書』第2巻) p. 202, 205.

- (4) 『特高月報』昭和14年11・12月
- (5) 朝鮮銀行京城調査課「内地支那各地在住の半島人の活動状況に関する調査」昭和17年（『在日朝鮮人関係資料集成』第4巻）p. 1293.
- (6) 『特高月報』昭和19年6月，なお山口県下の炭鉱での争議は食料問題に端を発して多発している。
- (7) 『特高月報』昭和17年7月
- (8) 『特高月報』昭和18年7月
- (9) 『特高月報』昭和19年4月，また昭和15年7月の山口高校朝鮮人学生民族グループ10名が検挙された事件では，7名が治安維持法違反で起訴された。「彼等は朝鮮民族の生活環境を批判して，朝鮮民族は日本の統治下に在り政治経済的に被圧迫民族，プロレタリアートにして，圧迫と搾取の二重苦を以て抑圧されつつあり，之が眞の解放は朝鮮を独立国たらしむるに非ざれば齎されざるものなりとの観念に立脚し」て，闘争方針として朝鮮独立運動の中心母体としてゆくため，「民族的指導者として指導能力を発揮する為，読書会を持って相互の練成に努めること」「朝鮮民族に対し其の民族意識を堅持せしむること，之が為，現下朝鮮統治方針の内鮮一体，朝鮮語廃止，創氏制度，志願兵制度等には絶対反対たること」などをかかっていた（『特高月報』昭和16年3月）
- (10)(11) 『広島県史』近代2，p. 573，907.
- (12) 「朝鮮独立運動容疑事件内偵報告」（『在日朝鮮人関係資料集成』第5巻 p. 564，518.
- (13) 農商務省工場監督官吉阪俊蔵による大正6月11月の調査報告——武田行雄「内地在住半島人問題」（『社会政策時報』昭和13年6月号，p. 104）。なお，大正10年（1921）の統計では，825名の朝鮮人のうち，職工が64.2%，土工が13.9%であり，同13年に朝鮮人を10名以上雇用しているのは3か所の事業所であり，男子27名，女子33名が就業していた（西川宏『岡山と朝鮮』p. 150）。
- (14) 大阪市社会部調査課「朝鮮人労働者問題」大正13年（『在日朝鮮人関係資料集成』第1巻，p. 350）。
- (15) 『岡山県史』第28巻，p. 995。当時の朝鮮人の出稼ぎについて慶尚南道警察部が昭和3年（1928）に調査した報告書によると，李岩伸（36歳）は大阪，岡山，広島と1年4か月の間転住したが，「適当ノ職ナク雑役ニ従事シタルモ失業中食ヲ得ス，友人ヲ頼リ露命ヲ繋ギ居タル，今回病氣ノ度帰国」した。金必連（20歳）は，岡山在住の「親族ノ呼寄ニ依リ出稼シタルモ好適ノ就職口ナク，同郷人タル知己方ニ徒食セリ，旅費15円ヲ借り受け帰国ス」であった（西川宏前掲書，p. 152）。
- (16) 中央協和会「移入朝鮮人労働者状況調」昭和17年（『近代民衆の記録——在日朝鮮人』）p. 415，昭和16年に岡山県は1,000名を導入する計画があったが，実現したのは277名にすぎなかった。しかも6割にあたる168名がその年のうちに逃走し，39名が発見されて

- いる。逃走原因は「坑内作業に恐怖」が35名、「待遇不満」29名などであった。また74名が朝鮮に送還されているが、内訳は「不良」34名、「病気」7名、「その他」32名になっている（西川宏前掲書, p. 166）。
- (17) 『特高月報』昭和18年12月
- (18) 『特高月報』昭和19年11月
- (19) 『特高月報』昭和7年5月, なお, この年5月のメーデーには, 遠敷村に事務所を置く若狭自由労働組合が150人を動員して小浜町で示威をすることにしていたが, 警官の解散命令に対抗して11名が検挙された（同上書）
- (20) 『特高月報』昭和8年3月
- (21)(24) 中央協和会「移入朝鮮人労働者状況調」昭和17年（『近代民衆の記録——在日朝鮮人』 p. 409）。
- (22) 昭和8年「朝鮮人現在数調」（石川県社会運動史刊行会『昭和7・8年石川県特高警察資料』） p. 142.
- (23) 石川県社会運動史刊行会『昭和前期の石川県における労働運動』 p. 133以下
- (25) 日本鉱山協会前掲調査報告 p. 191.
- (26) 長沢秀（第2次大戦中の植民地鉱業労働者について——日本鉱業株式会社資料を中心に）（『在日朝鮮人史研究』第1号, 1977年） p. 47.
- (27) 金沢の四高朝鮮人学生による「民族共産主義秘密結社朝鮮マルクス主義研究会」は, 「共産主義社会の実現によりて朝鮮独立を爲さんと企図」したといわれている。「朝鮮語, 諺文の廃止, 創氏制度は朝鮮文化に無視したものである」という民族主義をベースにしている（『特高月報』昭和17年4月）。
- (28) 『特高月報』昭和19年2月, また, 小松製作所粟津工場では19年9月に50名の強制連行労働者を受入れたが, 20年2月までに29名が逃亡帰朝した。残る21名も「口実ヲ設ケテ怠業シツツモ尚食糧其ノ他ノ諸給与問題ヲ繞リ之ヲ民族的視野ニ立チテ批判スル等」を行っていた。彼らの会合では, 戦局の推移を注視しながら, 「戦争が続イテモ2年モ経テハ勝負ガツキ平和時代ニナル, 今ハ何処デモ独立運動ガアルノダカラ俺モ其処ヘ行ク, ダカラ君等モ逃ゲテ行ケ」などと話し合われている（『特高月報原稿』昭和20年2月）—『在日朝鮮人関係資料集成』第5巻, p. 528）。
- (29) 金泰燁『抗日朝鮮人の証言—回想の金突破』 p. 177.
- (30)(32) 内山引正『富山県戦前社会運動史』 p. 59, 497.
- (31) 内務省警保局「在留朝鮮人運動」昭和8年（『在日朝鮮人関係資料集成』第2巻） p. 770.
- (33) 『特高月報』昭和19年2月
- (34) 『特高月報』昭和17年11月

- (35) 米建会『山陰の鉄道小史』p. 45.
- (36) 在日朝鮮人科学者協会兵庫支部兵庫朝鮮関係研究会『兵庫と朝鮮人』p. 35.
- (37) 『鳥取県史』近代資料篇, 昭和前期, p. 820.
- (38) 張斗植『ある在日朝鮮人の記録』p. 241以下
- (39) 小川恒子「廃抗」(鳥取断層文学会『断層』第14号所収)
- (40) 中央協和会前掲調査 p. 414, なお岩美鉱山では, 昭和18年3月には16人に減少し, 全員が抗内夫であった。この時, 内地人は坑内夫85人, 坑外夫266人である(長沢秀前掲論文, p. 45)。
- (41) 中央協和会前掲調査, p. 414.
- (42) 成慶春氏の談話「在日朝鮮人強制労働の実態」(『朝鮮時報』1987年8月20日)
- (43) 『特高月報』昭和19年2月
- (44) 『特高月報』昭和19年6月
- (45) 朴慶植『在日朝鮮人運動史』p. 63.
- (46) 製炭業への朝鮮人の雇用については, 美濃郡『匹見町史』が「大正14年当時の製炭業者としては, 匹見上村に福井県から引越した山名, 丸越, 丸竹の諸氏がいて黒炭を焼き, また兵庫県から移住した舟橋兵治は白炭を焼いていた。その他, 大社の杉原, 益田の岩崎, 高橋, 木島等もいて, いずれも朝鮮人を主とする数十人の焼子を雇っていた」と記している (p. 792)。
- (47) 全農島根県連合会の『情報』(昭和6年8月12日)には, 「木次町受負人稲田なる者が, 今市に居た鮮人労働者をダマして木次に連れ来り, 内地労働者の賃銀値下げをタクラミたるに端を発す。7月31日鮮人労働者が内地労働者に罷業をもって, この受負人に対抗すべきことを提議したところ, 内地労働者が裏切つて之を稲田に告ぐ。稲田, 之を幸と鮮人労働者40人を首切る。我が木次出張所書記岡田定雄君, 山本秀市君指導のもとに数回のデモを敢行, 木次警察, 指導者を悉く検束す。」なお, 内務省警保局による「在留朝鮮人労働紛議原因調」(昭和5年11月~6年10月)には, 「賃銀値上要求」として島根県下で2件, 71人参加, 「賃金支拂要求」で1件9人参加, 「その他」で1件18人参加と報告されている(『在日朝鮮人関係資料集成』第2巻付表)。
- (48) 朴慶植『在日朝鮮人運動史』p. 296.
- (49) 中央協和会前掲調査, p. 415.
- (50) 『特高月報』昭和17年7月, 澄川発電所の工事現場の朝鮮人については, 織井青吾『いつか綿毛の帰る道』(1987年, 筑摩書房)に記載がある。
- (51) 昭和19年10月16日付島根県告示第663号「薪炭緊急増産施設要綱」
- (52) 『石見タイムス』昭和22年11月10日
- (53) 『島根新聞』昭和20年11月13日

(54) 『特高月報』昭和19年3月

(55) 『特高月報』昭和19年11月

〈付記〉

本稿は昭和63年度文部省科学研究費補助金「日本海地域における在日朝鮮人問題の歴史的・経済的研究」（一般研究B—代表内藤正中）による。